

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスに関して、経営の重要な課題と位置付け、様々なステークホルダーの信頼と期待に応える企業を目指して経営効率の向上を図るとともに、経営監視機能や法令遵守がスムーズに機能するよう監査役会制度を導入し、体制の整備に取り組んでいます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鈴 久晴	4,421,872	11.33
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	3,808,485	9.76
買場 清	3,311,458	8.49
若土 征男	2,615,356	6.70
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1,180,400	3.03
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 北陸銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,117,600	2.86
コーセル取引先持株会	783,100	2.01
森山 昭夫	711,060	1.82
町野 利道	679,348	1.74
コーセル従業員持株会	659,580	1.69

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	——
------	----

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

-
5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情
該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
内田 康郎	学者												○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内田 康郎	○	社外取締役の内田康郎氏は、富山大学の経済学部教授・副学長の要職にありますが、当社は、同大学基金に工学部等教育研究助成目的で計300千円、同大学産学交流振興会に産学連携支援目的で88千円(2015年5月期実績)の寄付を行っています。 (重要な兼職の状況) ・富山大学経済学部教授 ・国際ビジネス研究会理事 ・多国籍企業学会幹事 ・富山大学経済学部副学長	大学教授として経営戦略(グローバル競争戦略)の専門家としての立場からその知見に基づき当社経営について助言いただくためであります。 また、一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、高い独立性を有すると思料されることから、独立役員として指名しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と会合を持ち、報告を受け意見交換するとともに、往査に立ち会うなど会計監査人の業務執行の適正性を確認しております。また、内部監査は監査室及び監査役の連携により実施しており、監査結果については代表取締役および責任者へ報告するとともに、内部統制の改善のための指導、助言を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
佐伯 康博	弁護士														
犬島 伸一郎	他の会社の出身者							△							

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐伯 康博	○	(重要な兼職の状況) ・佐伯法律事務所所長 ・株式会社廣貫堂社外監査役	弁護士という法律の専門家の立場から監視機能を生かすためであります。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、高い独立性を有すると思料されることから、独立役員として指名しております。
犬島 伸一郎		(重要な兼職の状況) ・トナミホールディングス株式会社社外取締役	金融および経済、経営に関して幅広い知識・経験を生かし、客観的な立場から監視機能を生かすためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2名
--	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役への報酬は株主総会決議に基づく報酬限度内での報酬額であり、固定枠(年額200万円以内。うち、社外取締役は年額200万円以内)と変動枠(前事業年度の当期純利益の1%以内の額)の合計から成っております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書では、取締役、監査役(社外監査役を除く)、社外監査役に区分し、支給人員及び支給総額を開示しております。事業報告では、取締役、監査役に区分し、支給人員及び支給総額を開示しており、社外監査役の報酬につきましては、括弧書きにて開示しております。

平成27年5月期における取締役および監査役の報酬等の額については、支給人員が12名、支給総額が204百万円であり、うち社外監査役に対する報酬等の額については、支給人員が2名、支給総額が5百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する担当セクションを設置していませんが、毎月開催している監査役会合にて社外監査役に対し情報を伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

現状の体制の概要

当社は、TQM(総合的品質管理)による方針管理を実施し、「可視化」をキーワードに公正で透明な経営を目指しております。現状の業務執行、監査・監督等ガバナンスの体制は次のとおりであります。

(1) 取締役会

法令または定款に定めがある事項や経営方針および業務執行に関する意思決定を行うことと、代表取締役の業務執行に対する監督を行っております。取締役9名で構成し、取締役会を通常月一回開催し、そこで決定された経営方針に基づいて代表取締役社長の指揮のもと、取締役はそれぞれの担当・統括業務を執行しております。

(2) 監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名で構成し、取締役会並びに諸会議に出席して取締役の職務執行の監査を行っております。

なお、監査役の機能強化に関する取組状況につきましては、独立性の高い社外監査役1名を独立役員として指名するとともに、経営に関する幅広い知識と経験を有する社外監査役1名を選任しております。

(3) 会計監査

会計監査につきましては、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しております。平成27年5月期における当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、以下の通りであります。

土肥 真氏 有限責任あずさ監査法人

中川敏裕氏 有限責任あずさ監査法人

監査業務に係る補助者 公認会計士4名、その他8名

(4) 監査室

社長直属の監査室(1名)を設置し、監査役、監査役会及び会計監査人と連携し、内部統制機能の充実に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の企業規模、事業内容等を勘案し、監査役設置会社として、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する経営管理体制を整えており、現状の体制で外部からの経営監視機能は十分に果たしていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会において、事業報告等をビジュアル化し、わかりやすく説明しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	証券アナリスト向けに決算説明会年2回実施 機関投資家向けに担当取締役または代表取締役によるスモールミーティング・個別説明を適時実施	あり
IR資料のホームページ掲載	決算(四半期決算)短信、適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、年次(中間)報告書	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得、維持継続 省エネ・省資源製品の開発、地域ボランティア活動への参加 CSR報告書を発行・公開

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制の整備に関しては、以下の基本方針に従い取り組んでおります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営の基本的な考え方として「品質至上を核に社会の信頼に応える」の経営理念に基づき総合的品質管理(TQM)の思想と手法を駆使して体質の改善を図っております。そのために、目標と方策を明確に示し、方針管理の全社展開によって競争激化している直流安定化電源市場の中で生き残りを図り、魅力ある製品で社会の信頼に応えていきます。

この考えを実現していくため、法令遵守(以下「コンプライアンス」という。)を掲げ、役員および使用人(従業員、派遣社員、その他当社業務に従事する全ての従業員。以下同じ。)がとるべき行動指針を定め、その徹底を図るために以下の体制を構築します。

(1)コンプライアンスは、日常の業務における基本行動であり、これを徹底するため、総務部門取締役を総括責任者とし、総務部門が体制の構築、維持、教育・啓蒙にあたります。

(2)内部監査部門である社長直轄の監査室は、業務が法令、定款および社内規定に準拠して行われているかを検証し、その結果を取締役会および監査役会に報告します。

(3)取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理については、法令および社内規定に基づき作成、保存するとともに、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持します。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(1)「リスク管理規定」を定め、全社のリスクを以下の(2)、(3)に区分し、取り組むこととします。

(2)平常時のリスク管理に関しては、方針管理活動の中で部門別年度方針管理項目および日常管理項目として取り上げ、各部門が主体となって取り組みます。

(3)災害、事故、火災等の不測事態に対する危機管理に関しては、「危機的状況発生時の対応規定」を定め、「緊急時の初動マニュアル」等に従い、人命の保護、救出と顧客への影響を最小限にする措置を最優先として取り組むとともに、「リスク管理・コンプライアンス委員会」で対象リスクの見直し、評価、対応策の検討、実施を行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社のビジョン実現のため、総合的品質管理(TQM)による方針管理を徹底し、効率的かつ革新的な業務執行に取り組んでおります。

(2)方針管理活動は、各部門の長をメンバーとする方針策定会議において中期および年度経営方針項目を審議、検討し、取締役会で承認、決定しております。

(3)取締役会は、原則月1回開催し、業務執行に係わる重要事項の意思決定および業務執行の監督を行っております。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社のリスク管理体制およびコンプライアンス体制は、子会社も含めたグループ全体を対象とします。

(2)当社子会社の業務執行については、当社の取締役会で定期的な報告をさせ、あらかじめ定められた重要事項については当社の取締役会における決裁を必要とします。

(3)内部監査部門である監査室は、当社および子会社各社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役および責任者に報告するとともに、内部統制の改善のための指導、助言を行います。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて取締役会は監査役と協議のうえ、使用人を置くものとします。なお、使用人の任命、評価、異動、懲戒等の決定に当たっては事前に監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)監査役は、取締役会に出席する他、必要に応じて重要な会議に出席し、自ら必要な情報を収集しております。

(2)取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告することにしております。

(3)監査役は、監査役が必要と判断した情報については、直接担当部門からその報告を受けることにしております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、取締役会に出席し意見を述べる他、監査役監査の実効性を高めるため、代表取締役との意見交換を随時、行うこととしております。

(2)監査役は、必要に応じて内部監査部門および公認会計士等と連携をとり、監査の実効性を確保することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係は法令違反に繋がるものと認識し、「一切の関係を持たない」という姿勢で臨み、関係排除に取り組んでまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力との関係排除につきましては、法令及び社会倫理に則り対応することが重要であるとの認識から、グループ全体が法令・社会倫理に適合した行動をとる指針として「倫理憲章」及び「自主行動基準」を倫理規定の中に定め、その周知・徹底を図っております。また、定期的な研修を行うことで、反社会的勢力排除に向けた更なる社会倫理の浸透に取り組んでおります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

